

# すがも相続定期預金「親子代々(おやこだいだい)」

2016年3月7日現在

1 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金M型	自由金利型定期預金						
	すがも相続定期預金「親子代々」 (お預入金額 100万円以上 1,000万円未満)	すがも相続定期預金「親子代々」 (お預入金額 1,000万円以上)						
2 販売対象	< 単利型 >							
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続によるご預金の払戻しが発生してから1年以内に、相続により払戻しされた当金庫預金をお預入れの原資として、本定期預金にお預入れいただける個人の方。</li> </ul>							
4 預入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1年</li> <li>・ 自動継続 (元金継続・元利金継続)</li> </ul> <p>預入時のお申出により元加式定期預金と利払式定期預金を選択してご利用いただけます。</p>							
①預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> </ul>							
②預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100万円以上で相続により取得した金額を上限金額とします。</li> <li>・ 当金庫以外の金融機関から相続により払戻しされた預金を含めてお預入れいただくこともできます。</li> <li>・ 複数口に分けてお預入れいただけます。</li> <li>・ 既に相続人様の御名義にて、当金庫にお預入れいただいている定期預金の満期資金、または中途解約した資金でのお預入れはできません。</li> <li>・ お預入れは当金庫本支店のうちいずれか1店舗に限ります。</li> <li>・ 一口あたりのお預入金額と対象商品 <ul style="list-style-type: none"> <li>100万円以上 300万円未満 . . . . . ス-ﾊﾞ-定期</li> <li>300万円以上 500万円未満 . . . . . ス-ﾊﾞ-定期300</li> <li>500万円以上 1,000万円未満 . . . . . ス-ﾊﾞ-定期500</li> <li>1,000万円以上 . . . . . 大口定期</li> </ul> </li> </ul>							
③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1円単位</li> </ul>							
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以降に一括してお支払いします</li> </ul>							
6 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>①適用利率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入金額により、お預入れ時の大口定期、ス-ﾊﾞ-定期、ス-ﾊﾞ-定期300、ス-ﾊﾞ-定期500の店頭表示金利に年0.05%を上乗せした金利を適用します。</li> <li>・ 上乗せ金利は初回お預入れ時のみの適用となります。自動継続後の適用利率はス-ﾊﾞ-定期、ス-ﾊﾞ-定期300、ス-ﾊﾞ-定期500または大口定期の継続日当日の店頭表示金利を適用します。</li> </ul> </li> <li>②利払方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以降に一括してお支払いします。</li> </ul> </li> <li>③計算方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付利単位：1円</li> <li>・ 1年を365日とする日割計算</li> </ul> </li> </ul>							
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お利息には20.315% (国税15.315% 地方税5%) の税金がかかります。</li> <li>・ *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。</li> <li>・ マル優ご利用の場合は税金はかかりません</li> </ul>							
8 手数料	-							
9 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優のお取扱いができます</li> </ul>							
10 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>①初回預入時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約 (中途解約) する場合には、解約日における普通預金利率により計算した利息をこの預金とともに払い戻します。</li> </ul> </li> <li>②自動継続後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約 (中途解約) する場合には、その利息は、継続日から解約日の前日までの日数により預入期間に応じた次の算式で算出し、この預金とともに払い戻します。</li> </ul> </li> </ul> <p>下記により計算した中途解約利息をお支払いいたします ※ 中途解約利率 (預入期間に応じた利率)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>預入期間</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上 1年未満</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記により計算した中途解約利息をお支払いいたします ※ 中途解約利率 (預入期間に応じた利率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1ヶ月未満 次Aのいずれか低い利率</li> <li>② 1ヶ月以上 次Bのいずれか低い利率</li> </ul> <p>A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率×50% C. 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) / 預入日数</p>		預入期間	解約日の普通預金利率	6ヶ月未満	約定利率×50%	6ヶ月以上 1年未満	
預入期間	解約日の普通預金利率							
6ヶ月未満	約定利率×50%							
6ヶ月以上 1年未満								
11 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室 (9:00~17:00、電話：0120-45-0690) にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所 (9:00~17:00、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>							
12 その他の 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象商品です (当金庫の対象預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</li> <li>・ 総合口座の担保とすることはできません。</li> <li>・ ATM・インターネットバンキングによるお預入れはできません。</li> <li>・ 証書式・通帳式のお取扱いができます</li> <li>・ 金融環境の変化等により、お取扱内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。</li> <li>・ 本人名義でのお預入に限ります。</li> </ul>							